

養老町食肉基幹市場建設候補地検証委員会設置要綱

(目的)

第1条 食肉基幹市場建設候補地（以下「建設候補地」という。）に係る用地としての適性を検証するため、学識経験者等からなる「養老町食肉基幹市場建設候補地検証委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 建設候補地に係る用地としての適性の検証に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者等から組織し、町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検証が終了するまでの間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、委員会の会議において必要であると認められるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、検証の過程で知り得た情報を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。ただし、町が公表した情報については、この限りでない。

(答申)

第9条 委員長は、第2条に規定する所掌事項に係る答申書を作成し、町長に提出するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、産業建設部産業観光課新食肉基幹市場建設推進室がこれを処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。